

議案第 15 号
議決第 号

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条の表蒲生生活改善センターの項を削る。

第3条第1項の表を次のように改める。

名称	開館時間
加治木生活改善センター	午前8時30分～午後10時
始良生活改善センター	

別表中(3) 蒲生生活改善センター使用料の表を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。